

花巻市審議会等の会議の公開に関する指針

平成18年1月1日制定

平成22年2月18日一部改正

平成23年6月29日一部改正

平成26年4月4日一部改正

平成30年4月17日一部改正

令和6年3月1日一部改正

1 目的

この指針は、花巻市審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、市民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた市政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号。以下「条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審査、審議又は調査を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

- (2) 審議会等が、会議を公開しないと決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に関わる手続及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。
- (4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を総合政策部人事課（以下「人事課」という。）に通知するほか、あらかじめ市広報紙等に掲載し周知に努めるとともに、報道機関に対して情報を提供するものとする。また、人事課は、審議会等からの通知を受けたときは、速やかにインターネット上の市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

7 会議資料及び会議録の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供

を行うとともに、会議資料及び会議録を人事課及び各総合支所地域振興課（以下「人事課等」という。）に提出するものとする。

- (2) 人事課等は、審議会等から提出のあった会議資料及び会議録を閲覧に供するとともに、人事課にあっては、会議録について、市ホームページに掲載するものとする。
- (3) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に関わる会議録及び会議資料を公開するよう努めなければならない。

8 審議会等一覧の作成及び公開

- (1) 審議会等の庶務を担当する課長等は、毎年4月1日現在における所管する審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、4月15日までに人事課に提出しなければならない。
- (2) 人事課は、前号の規定により提出された審議会等一覧を閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。
- (3) 年度途中に新たに審議会等を設置した場合は、前2号の規定の例によるものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。